



あいら

発行所 鹿児島県始良郡始良町役場
 発行人 池田盛孝 編集人 雨乞信

(印刷所)
 キング堂印刷所

町の人口動態

(2月1日現在)

世帯数	6,916戸
人口	男女計 10,976人
	12,747人
12月1月の出生	52人
12月1月の死亡	72人
12月1月の転入	160人
12月1月の転出	133人



(とじておくと便利です)

成人として自覚も

あらたに

一月十五日午前十時から始良町農協大会議室で本年成人をむかえました三百八十七名(男子百六十三名、女子二百二十四名)の成人式が行なわれました。

式は、開会式のことば、国歌君が代斉唱のあと、麓吉雄君が成人を代表して、私たちは、今後社会の中堅となり、健全なる身体と豊かな町民性の高揚につとめます。と力強い宣誓に続いて、町長をはじめ、諸先輩の激励のことば、記念品贈呈などがあり、最後に、新成人と検査審査員についてと題して、鮫島富志彦加治木検査会事務局長の講演があり、式をおえしました。

耕地課を設置

計画課を企画課に

昭和四十四年十二月第四回定例町議会において、耕地課を新たに設置、計画課が企画課に改められ昭和四十五年一月一日から発足しました。

耕地課の設置は、豊かな農業経営を目標に昭和四十五年度から第二次農業構造改善事業を実施し、

各地に応じた土地の利用計画、土地基盤整備、農業近代化施設の整備など事業を専門化し、経済課と相いまって、農業振興にあたることとなります。

また、計画課を企画課に改め始良町振興長期計画に取り組んでいます。

農業経営に優遇措置

農業振興地域整備計画の策定に着手

いまや日本の経済は世界にも例がないほどの成長を遂げ、農村からの人口流出や工業開発、あるいは交通網の発達等により土地利用の低下、さらには農業経営の粗放化を生み、農業部門には著しい影響を与え、まことに憂慮すべきさまさまな問題を引き起しています。しかも、こうした事態がいまや都市近郊から次第に農村地域へと波及の歩を早めています。

政府は、従来から地域の実態に応じた農業施策の推進に努めてきましたが、このような地域農業をめぐる情勢の変化に対処して先の第六十一国会において、農業振興地域の整備に関する法律を制定しました。政府は初年度である昭和四十四年度には全国で四〇〇の農業振興地域を指定する計画のようです。

始良町においても第二次農業構造改善事業の計画樹立にともない指定を受けることになりました。これが指定されますと、ある程度の規制はうけますが、今後農業を振興されるかたがたには色々と優遇措置がとられるようになります。

□ 制定のねらい

農業振興地域制度は、今後とも農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の諸条件に応じた土地の農業上の利用計画、土地基盤の整備、農地保有の合理化及び農業近代化施設の整備にわたる総合的な計画をたてこれを推進することをねらいとしています。

□ 農業振興地域になりますと

一、国の補助事業や融資事業が集中的に行なわれます。
 (農業振興地域は、今後の農業振興の基盤となる地域ですから、国の農業に関する施策は農業振興地域整備計画に基づいて、総合的に集中して実施されます。とくに土地基盤の整備や農業近代化施設の整備など、その実施の効果が短期的なものや個々の農業経営を対象とする施策も農業振興地域で優先的に実施されます。)
 二、税制上の優遇措置がとられます。

(農業振興地域整備計画に基づいて行なわれる農業委員会のあつせん、市町村長の勧告、知事の調停によつて農地の譲り渡しがなされたときは、譲り渡した者には譲渡所得税を、取得した者には登録免許税をそれぞれ軽減することになります。)
 三、国有財産の利用が促進されます。

(国は、必要によつては普通財産の譲り渡しまたは貸付けをするともに、積極的に国有林野の活用を図るよう努めることになっていきます。)
 四、生活環境施設の整備が促進されます。

(国、県、市町村は、農業振興地域整備計画の達成のために、農業振興地域の生活環境施設の整備に努めることとなります。)
 以上がこの法律のあらましですが、今後始良町の農業は各地域の

実情に応じ、国土の合理的利用の観点から各種土地利用との調整に留意しつつ、土地の計画的利用、農業生産の基盤の整備および開墾農地保有の合理化、農業の近代化のための施設の整備などの各般にわたる、農業の健全な発展を図るための条件を備えた農業地域を保

九州縦貫自動車道の

中心杭打ちはじまる

九州縦貫自動車道のことにについては、新聞、テレビの報道で、又沿線部落の皆様は、地区別説明会でご承知のことと思います。ただいま、日本道路公団は、さきに発表した路線にそつて、中心杭をうつための各種の作業をおこなっています。これが終わると、いよいよ中心杭を打ちます。その期間はおよそ二月一〇日以降、三月中旬ごろということになり、中心杭によつて道路の中心が、どこを通過してゆくかが、わかるわけですが、その両側五十m位が、道路敷巾になります。

中心杭打ちがおわると、次の作業として横断測量や地形測量をしながら、県、町、土地改良区、などと設計上の話し合いをし、詳細な設計をつくります。この設計にもとづいて各筆毎中心杭がうたれます。

中心杭がうたれますと、次に用地測量と権利者、権利の種類などを調べ権利者名簿、用地調書ができるわけですが、用地の交渉は、それからということになります。その時期は、はっきり言えませんが、早くて六月以降になるのでは、な

全し、形成することを旨として各地域における自主的かつ総合的な計画を樹立して、その推進を図ることが肝要かと思ひます。なお、県から正式な指定を受けしだい、詳細につきましては、部落座談会等を開催しましてご説明申し上げる予定であります。

申告と納税は

二月十六日から
三月十六日まで

昭和四十四年分申告所得税の確定申告の時期が迫つてまいりました。皆さんはそれぞれ準備されていることと思いますが、確定申告は昭和四十四年一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得とその税金をあなたが自ら計算して申告し納税するもので、申告と納税は二月十六日から三月十六日までに住所地の所轄税務署に提出することになります。

始良町における申告受付相談は三月の七、九、十日となっていますので、通知があつたかたはその指定された日時には必ず会場で相談してください。相談会場において願うかたは一応通知いたしますが、通知がなかつたかたでも例えば給与所得者で雑損失をうけたとか生命保険料、社会保険料、扶養控除などの申告もれがあつたとか、または事業所得者で前年より事業内容がよくなり確定申告が必要であると思われるかたたちは通知がなくても会場にこられて相談ください。

なお確定申告時あやまつて申告したことを後日発見された場合は、すみやかに加治木税務署に申し出て修正及び更正ができることになっておりますので、あらかじめ、お知らせします。

始良町地区内中心杭打作業予定工程表

部落名	納屋 鍋倉	東、高 建、昌	種、西 妻	森 元 桶	山 森 下 城	上 水 流 上、下 触 田
2月11日		16日		20日	23日	
20日					28日	
28日						
3月10日						3月10日

◎ 火 事 は ◎

あなたの財産、生命をうばう
春の全国火災予防運動
2月28日から3月13日まで
気象条件の影響などにより火災に
が発生しやすい季節です。火の元
のお宅でも日常生活の火の元
十分注意しましょう。
「火事の注意も家事のうち」

- △総務課長 羽牟近(事務課長)
△事務課長 田ノ上正三(地籍係長)
△耕地課長 西野繁(水道課長)
△福祉課長 池井貞次(福祉係長)
△水道課長 酒匂千歳(福祉係長)
△文書係長 山田正義(事務第三係長)
△窓口係長 萩原

人事異動

耕地課設置と永年役場各課の課長として努めていただいた田中貞夫氏の勇退により一月一日付けで職員的人事異動がありました。係長級以上の異動は次のとおりです。

- 康治(会計係) △年金係長 山崎静(重富支所主任) △福祉係長 西郷隆宣(年金係長) △地籍係長 中豊留繁(事務第二係長) △事務第三係長 木原行雄(山田支所主任) △事務第二係長 小川英博(文書係長) △畜産係長 窪田三郎(窓口係長) △商工水産係長 徳村数男(事務係) △耕地工事係長 西脇功(耕地係長) △耕地管理係長 羽島静人(商工水産係長) △建設係長 郡山繁樹(水道工事係長) △水道工事係長 村岡創造(建設係長)
- ()内は従前の職名です。

高齢者に優遇措置 (拠出制老齢年金)

四十四年四月一日「までに生まれ、国民年金に任意加入されたかたです。昭和四十六年四月から六十五才になりますと拠出の老齢年金を受けることになりす。

○一カ月の未納も危険
高齢任意加入者が十年間のうち一カ月でも保険料未納期間があれば十年年金を受ける資格がなくなります。保険料を滞納しているかたは特に注意しましょう。

高年齢者に優遇措置 (拠出制老齢年金)

治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日「までに生まれ、国民年金に加入しなかつたかた、また当時厚生年金の被保険者であったかた現在にいたりどの年金制度からも老齢年金を受けられないかたのために五年年金が設けられました。

△加入できる人
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日生まれで他のいづれの年金にも加入していません

十年年金、五年年金の優遇措置についてお伝えします。
○四十六年四月から支給開始
拠出の老齢年金を受けるためには、保険料を納めて二十五年(保険料免除期間も含む)、高齢者でも最短十年が必要とされています。昭和三十六年から保険料を納めていたかたは、昭和四十六年三月と異なりますのでこの十年の期間を満すかたは、昭和四十六年三月と異なります。これに該当するかたは、「明治三十九年四月二日から明治

なにかの都合で納め忘れていたかた、また免除を受けているかたはできるだけ保険料を納めて人並の年金をもらおうようにしましょう。今年七月から保険料が四百五十円になります。三月三十一日までに納めますと三百円の保険料ですみます。

○五年年金加入のおすすめ
国民年金制度ができた昭和三十六年当時十年年金の内容がよく理解されなかつたことや高齢者「明

つ他の制度から年金を受ける資格を満していないかた。
△加入申出期間
昭和四十五年一月一日から昭和四十五年六月三十日まで
△保険料
月七百五十円で加入した月から五カ年間納める。(一年から二年までは前納できません。また保険料の免除はできません。)
△年金受給額
納め終わった翌月から(六十五才未満のかたは六十五才から)年額三万円(月二千五百円)を受給することになります。

将来の年金受給のため早目に手続きをとり保険料納入をおすすめします。

会社などの厚生年金に一時加入してその後国民年金の被保険者になっていいたかた、または被保険者であるが以前厚生年金の被保険者であったことのあるかたは一応自分でよく確かめてください。詳細については、住民課年金係にご相談ください。

請求は早急に

引揚者特別交付金

終戦後、外地から引揚げてきた人には「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」が昭和四十二年八月一日に公布施行になり、交付金が支給されることになっています。この法律は終戦時の昭和二十年八月十五日まで、外地に一年以上生活していた引揚者及びその遺族ならびに引揚前の死亡者の遺族に対し、最低一万四千元から最高十七万円を支給することになっています。

鹿児島県は全国でも北海道、東京に次いで引揚者が多く、その数は十八万五千人で、支給予定金額は約九十億円に達しています。

ところがこの引揚者特別交付金の請求期限は「昭和四十五年三月三十一日」までとなっており、それ以後の請求は効力がなく、失権することになります。

県内において昨年十二月までに請求した人は十四万六千人で、あ

とまだ約三万九千人の方々が請求していない状況です。
町民のかたでまだ請求されていない方は次の点に留意して一日も早く請求書を役場福祉課まで提出してください。

- 一、前回の引揚者給付金の受給者はむづかしい書類を提出する必要は、ありませんので、すぐ手続きをしてください。
- 二、前回の引揚者給付金を請求しないで、引揚者または、その遺族あるいは引揚前死亡者の遺族に該当する人は、一応請求書だけでも、提出ください。
- 三、証拠書類の必要な方は、役場福祉課で受付をすませたあとで整備してください。

なお請求書類の記載方法、その他でわからない点は役場福祉課および県援護課特別交付金係へご相談ください。

納め過ぎの源泉

所得税は還付されます

みなさんの中に、給料などから天引された税金が、納め過ぎになっているかたはありますか。
もし給料や、配当などから、源泉徴収された税金が、納め過ぎになっているかたは、事務署に確定申告をされるか、納め過ぎの税金を還付してもらえらることになります。

たとえば、給料生活者が、昨年中途で退職し、その後ほかの仕事につかなかつたため、年末調整をしていないかたとか、外交員や

集金人のかたで、税金を源泉徴収されているかた、サラリーマンで自分や家族のかたが病氣したために、所得の五%をこえる出費があつたかたは、確定申告をすること、還付がうけられます。

「源泉還付」の申告書は、一般の確定申告書と同様二月十六日から三月十六日の間に提出できますが、源泉還付の場合は、一月以降であればいつでも提出できることになっています。

